

第6次八戸市男女共同参画基本計画

～男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市～

(一次案)



八戸市 男女共同参画シンボルマーク

八戸市

はちのへ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい
わたしもわたしらしくていい
お互いを思いやり
お互いを認め合い
お互いを高め合い
男だから女だからにとらわれず
自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを
ともに築くため
八戸市は
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成13年10月31日

八戸市

はじめに

当市では、女性も男性もあらゆる分野へ平等に参画し、一人の人間として個性や能力を発揮して、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年に、男女共同参画都市宣言や八戸市男女共同参画基本条例の制定を行い、各種施策を推進してまいりました。

また、平成28年には働く場における男女格差の是正を図るため、男女共同参画基本計画を女性活躍推進法に基づく八戸市推進計画としても位置付け、女性の活躍に向けて取り組んでおります。

これまでの継続的な取組により、当市の男女共同参画及び女性の活躍促進は着実に進展が見られておりますが、時代の変遷とともに、個人の価値観や社会動向は常に変化し続けており、当市においてもこれらの変化を的確に捉え、柔軟に取組を進めていく必要があります。

このたび策定
析した上で、職場
施策を位置付け、

あとで修正

計画は、当市の現状を分
推進する場面ごとに実施
展開できる計画といたしました。

また、性別のみならず、年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認（性同一性）に関することにも配慮し、すべての人の人権と尊厳を尊重する新たな基本目標を掲げております。

本計画に基づき、男女共同参画及び女性活躍の視点を施策に反映し、市民や事業者の皆様と連携・協働しながら当市が目指す「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様により一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民や事業者、市民活動団体の皆様、並びに計画策定に御尽力いただきました八戸市男女共同参画審議会委員をはじめ、すべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

八戸市長 熊谷 雄一

市長写真

目 次

序章 計画の概要	1
第1章 計画の策定に当たって	3
1 計画策定の背景	4
(1) 国・県の動き	4
(2) 八戸市の動き	5
2 計画策定の趣旨	5
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	7
5 計画の進行管理	7
第2章 計画の目指す姿	8
1 アンケート結果から見える八戸市の現状	9
(1) 市民の各分野における男女の平等感	9
(2) 市民の固定的性別役割分担意識	11
(3) 男性の家庭参画のために必要なこと	13
(4) 多様な性のあり方に関する理解	14
(5) 行政が力を入れるべきこと	15
(6) 男女別の雇用状況	16
(7) 管理職の男女比率	16
2 目指す姿	17
3 基本目標	17
基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会	17
基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重され健康で安全安心に生活できる社会	18
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	18
4 施策の体系	19
第3章 計画推進のための取組	20
基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会	21
<重要業績評価指標>	22
Ⅰ－1 多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備	23
(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備	23
(2) 仕事と育児、介護の両立支援	23
Ⅰ－2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	24

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	24
I - 3 女性の経済的自立に向けた環境整備	24
(1) 雇用における男女の機会均等の促進	24
(2) 女性のキャリアアップ支援	25
基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重され健康で安全安心に生活できる社会	26
<重要業績評価指標>	27
II - 1 生涯を通じた健康への支援	28
(1) 生涯を通じた健康の保持増進	28
(2) 妊娠・出産・産後における健康支援	28
II - 2 性別に起因するあらゆる暴力の防止	28
(1) 性別に起因するあらゆる暴力の防止	28
II - 3 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重	29
(1) 貧困等生活上の困難に対する支援	29
(2) 多様な人々への理解の促進	29
II - 4 地域防災における男女共同参画の推進	30
(1) 地域防災における男女共同参画の推進	30
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	31
<重要業績評価指標>	32
III - 1 地域における男女共同参画の推進	33
(1) 女性の自己実現や活躍に対する支援	33
(2) 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進	33
(3) 地域活動における男女共同参画の推進	34
III - 2 男女共同参画社会への関心と理解の促進	34
(1) 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進	34
(2) 学校教育を通じた男女共同参画の推進	35
(3) 社会教育を通じた男女共同参画の推進	35
(4) 男女共同参画に関する調査・公表	35
<参考>重要業績評価指標一覧	36
第4章 資料編	37
1 男女共同参画関係法令等	38
(1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）	38
(2) 八戸市男女共同参画基本条例（平成13年9月27日条例第37号）	43
2 用語の解説	47
3 第6次八戸市男女共同参画基本計画策定の経緯	52

序章 計画の概要

あとで記載

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動き

国では、昭和50年(1975)年に婦人問題企画推進本部を設置して以降、女子差別撤廃条約の批准や男女雇用機会均等法の施行、育児休業法の施行など、女性の社会的地位向上や男女平等に資する取組を進め、平成11(1999)年6月には「男女共同参画社会基本法」を公布・施行するとともに、平成12(2000)年から今日まで、基本法に基づく基本計画を6次にわたり策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を社会のあらゆる分野において総合的に推進しています。

現行計画である「第6次男女共同参画基本計画(令和8(2026)年3月策定)」においては、「人口減少の加速と世帯構成の変化」、「若者や女性の地方を離れる動き」、「根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの存在」、「国際的な潮流」などを課題、変化として捉え、男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現のため、「ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現」、「あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」、「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」など、12分野において取り組むべき政策を定めています。

令和6年4月には、多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性暴力被害や生活困窮、家庭における居場所のなさなどから困難な状況にある女性に対する支援の強化が図られました。

また、同年5月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)を改正し、小学校就学前の子を養育する労働者を対象とする所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大や、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするための措置を事業主に義務付けるなど、働くことを希望するすべての人が仕事と家庭を両立し、能力を十分に発揮できる雇用環境の整備に取り組んでいます。

さらに、令和7年6月には、平成27(2015)年に制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の有効期限を令和18年(2036年)3月31日までに10年間延長するとともに、従業員数101人以上の企業に「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表を義務付ける等、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせることなく着実に前進させる体制が構築されました。

一方、県においては、平成12(2000)年に「あおり男女共同参画プラン21」を策定し、翌年に「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行して以降、国の動向に加え、県内の状況を踏まえつつ、6次にわたって当該プランを策定し、男女共同参画の施策を推進しています。

(2) 八戸市の動き

当市では、潤いのある住みよい八戸市を築くために、女性も男性もあらゆる分野へ平等に参画し、一人の人間として個性や能力を発揮し、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現を目指して、平成8（1996）年に、「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」を策定し、市独自の実効性がある取組を開始しました。

その後、平成13（2001）年には、男女共同参画社会基本法の理念に基づき男女共同参画都市宣言を行い、八戸市男女共同参画基本条例を公布・施行して、男女共同参画社会を目指すことを内外に示すとともに、当該プランの計画期間を5年間延長して取組を進めてきました。

以降、平成18（2006）年に「第2次八戸市男女共同参画基本計画（はちのへプラン2006）」、平成24（2012）年に「第3次八戸市男女共同参画基本計画」、平成28（2016）年に「第4次八戸市男女共同参画基本計画」を策定しました。

令和4（2022）年に策定した「第5次八戸市男女共同参画基本計画」においては、第4次計画に引き続き、その一部を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としても位置付け、男女共同参画の意識啓発や、男女がともに活躍できる環境整備など、市民、事業者、行政が連携しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

2 計画策定の趣旨

当市は、これまでも八戸市男女共同参画基本条例の基本理念を根幹としつつ、時代や社会の動向を捉えた計画を5年毎に策定し、施策を推進することで、固定的な性別役割分担意識や家事分担における意識の変容など一定の成果を生み出してきましたが、一方で、家庭生活等、様々な場面における男女の平等感や職場における管理職の男女比率など、思うような成果が得られていないことから、取組のさらなる強化が必要です。

また、「第5次八戸市男女共同参画基本計画」策定から5年が経過し、若者や女性が地方を離れる動きの加速化、少子高齢化の進展や労働人口の減少、ライフスタイルや価値観の多様化など、当市を取り巻く状況は変化しており、これまで取り組んできたすべての施策について、状況に即した見直しが必要です。

このようなことから、令和9年度を開始年度とする「第6次八戸市男女共同参画基本計画」を策定します。

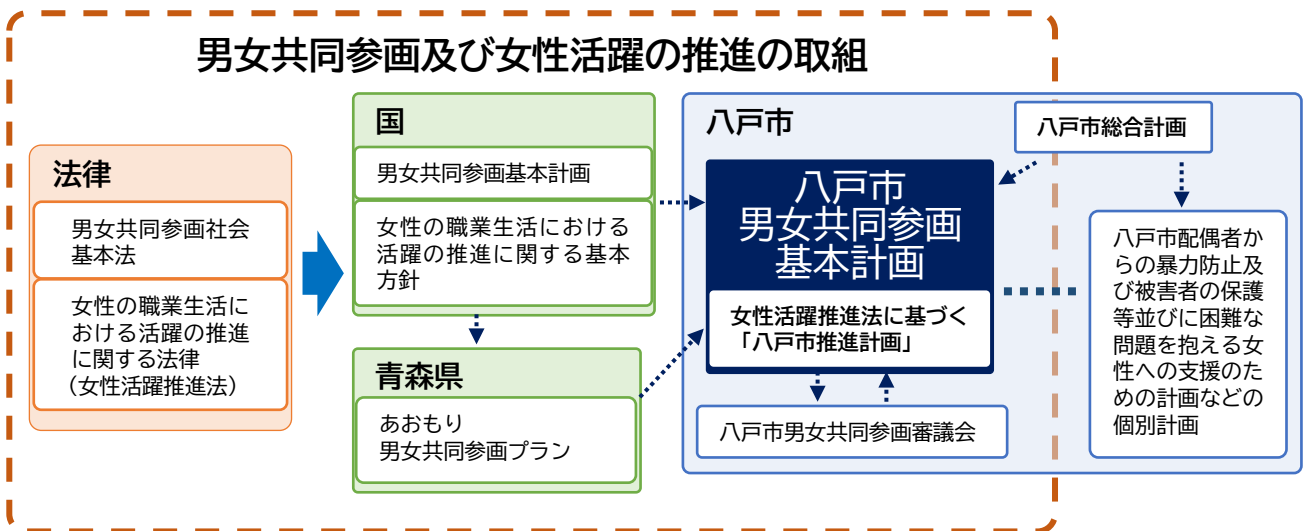
3 計画の位置付け

- 「八戸市男女共同参画基本条例」第7条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。
- 男女共同参画社会の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「あおり男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえるとともに、「八戸市総合計画」との整合性を図ります。
- 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項^{注1}の規定による、八戸市推進計画^{注2}として位置付けることとします。

注1 市町村は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが、努力義務となっています。

注2 本計画における該当箇所
 基本目標 I - 1 - (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備
 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 3 女性の経済的自立に向けた環境整備
 基本目標 II - 1 生涯を通じた男女の健康への支援

【関連法と国・県・市の計画の関係のイメージ図】



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5か年とします。

なお、計画期間内において、関係する法及び条例が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【国・県・市の計画期間サイクルの比較】

	年度	国	県	市	年度
平成	8(1996)	男女共同参画2000年プラン		(第1次)八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン	8
	9(1997)				9
	10(1998)				10
	11(1999)				11
	12(2000)				12
	13(2001)				13
	14(2002)	男女共同参画基本計画	あおもり男女共同参画プラン21		14
	15(2003)				15
	16(2004)				16
	17(2005)				17
	18(2006)				18
	19(2007)				19
	20(2008)	第2次男女共同参画基本計画	新あおもり男女共同参画プラン21	(第2次)八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン2006	20
	21(2009)				21
	22(2010)				22
	23(2011)				23
	24(2012)				24
	25(2013)				25
26(2014)	第3次男女共同参画基本計画	第3次あおもり男女共同参画 プラン21	(第3次)八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン2012	26	
27(2015)				27	
28(2016)				28	
29(2017)				29	
30(2018)				30	
31(2019)				31	
2(2020)	第4次男女共同参画基本計画	第4次あおもり男女共同参画 プラン21	(第4次)八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン2017	2	
3(2021)				3	
4(2022)				4	
5(2023)				5	
6(2024)				6	
7(2025)				7	
8(2026)	第5次男女共同参画基本計画	第5次あおもり男女共同参画プラン	(第5次)八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン2022	8	
9(2027)				9	
10(2028)				10	
11(2029)				11	
12(2030)				12	
13(2031)				13	
令和	8(2026)	第6次男女共同参画基本計画	第6次あおもり男女共同参画プラン	(第6次)八戸市男女共同参画基本計画	8
	9(2027)				9
	10(2028)				10
	11(2029)				11
	12(2030)				12
	13(2031)				13

5 計画の進行管理

本計画において、計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに進捗状況の調査結果等を公表します。

- 毎年度、計画に登載している実施施策について、進捗状況の調査を実施します。
- 八戸市男女共同参画審議会に、その進捗状況を報告し、意見を聴取します。
- これらを踏まえ、施策及びその施策に基づいて実施する事業について、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の追加などを行うこととし、適切な運用を図ります。

第2章 計画の目指す姿

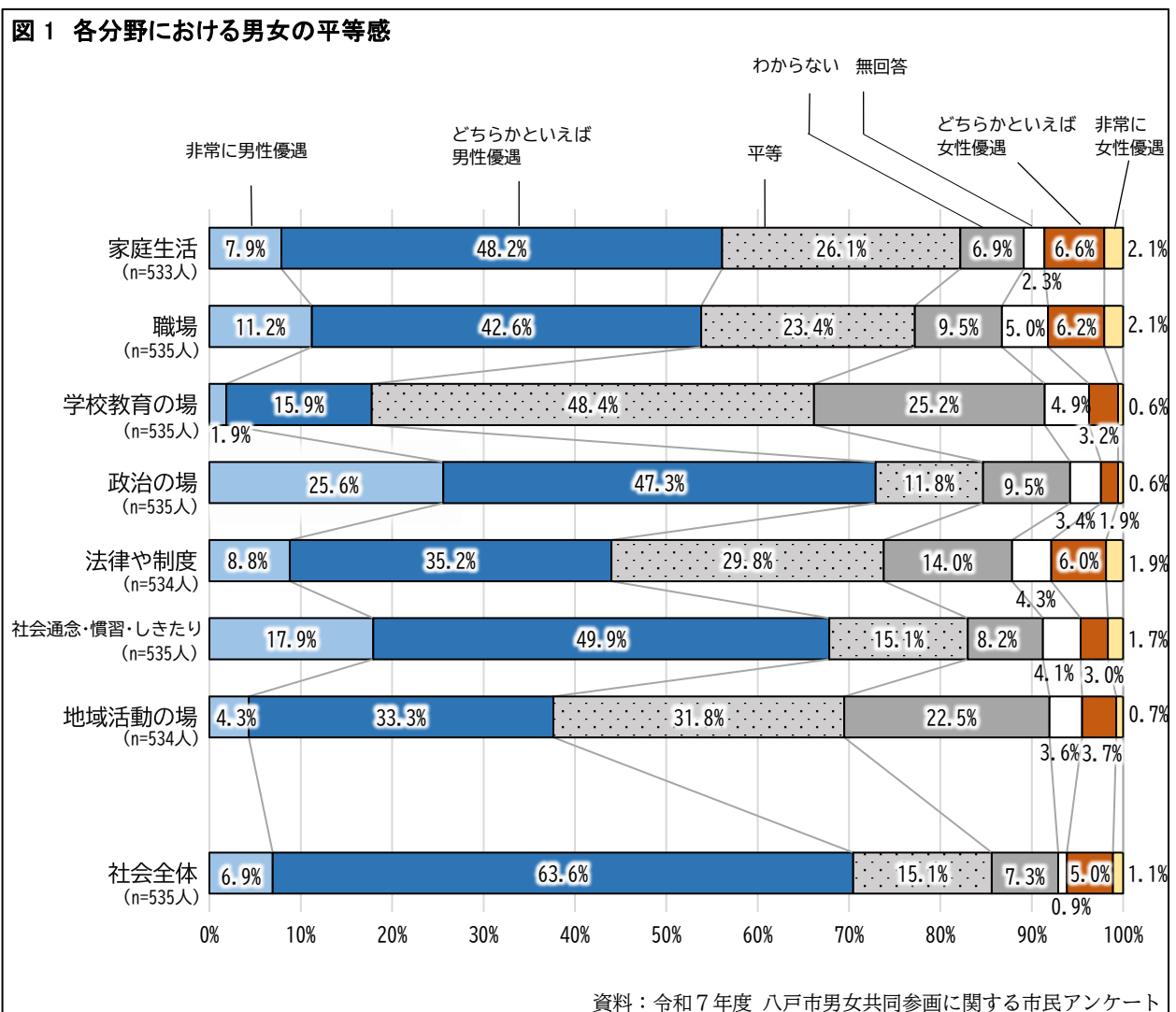
1 アンケート結果から見える八戸市の現状

当市では、令和7年7月に、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の参考とすることを目的として、無作為に抽出した市民1,000人及び事業者300社を対象とした「男女共同参画に関する市民アンケート」及び「女性活躍に関する事業者アンケート」を実施し、市民アンケートでは535件、事業者アンケートでは154件の有効回答を得ました。

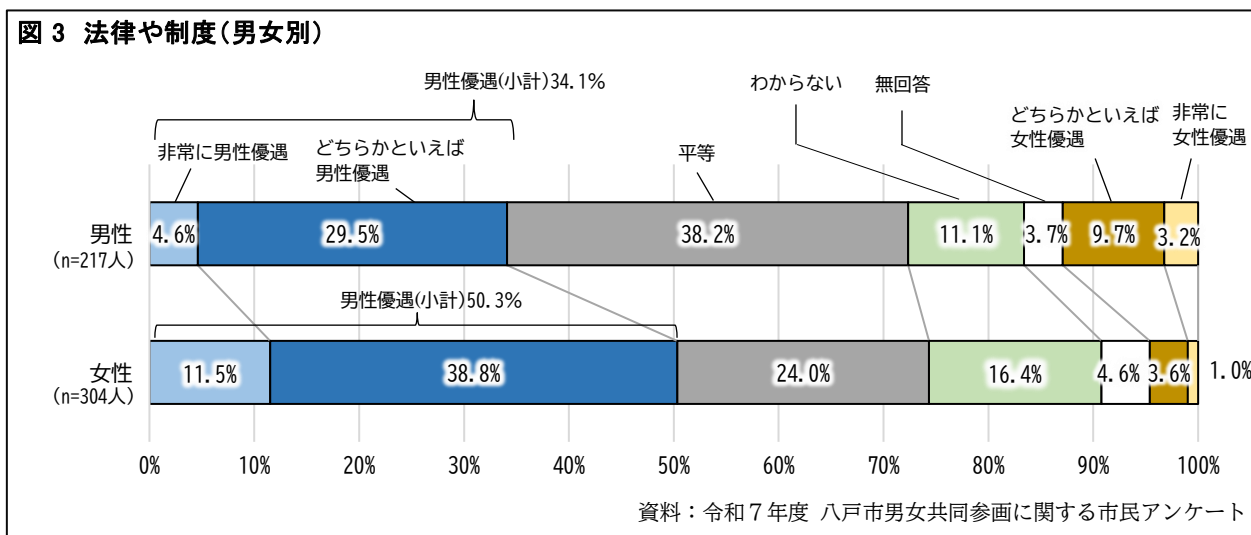
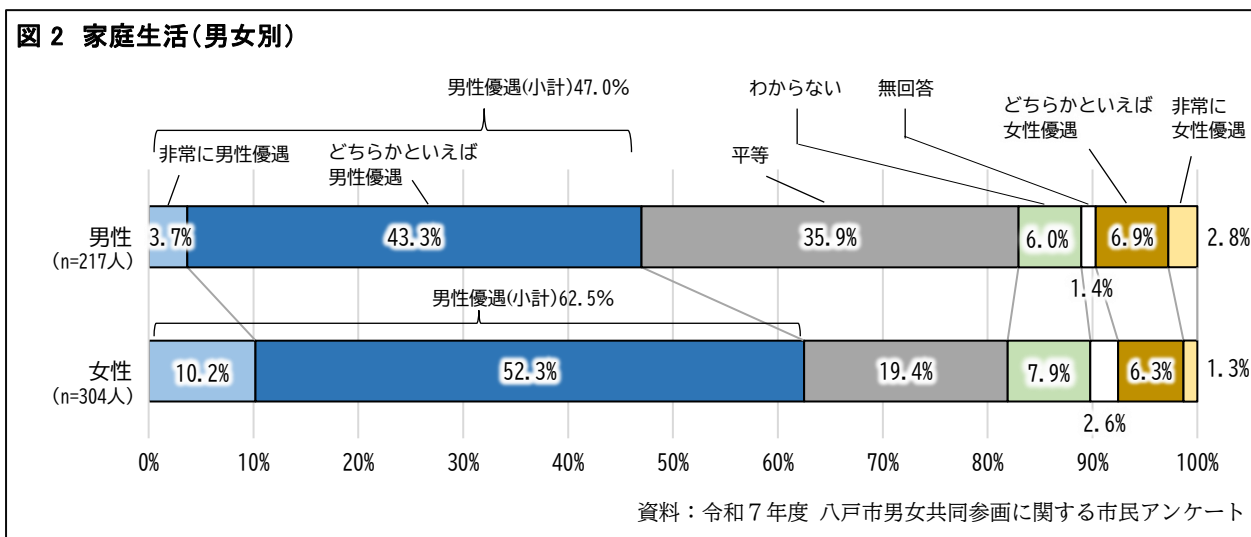
なお、以降のグラフにおいては、無効回答を集計から除外しているため、設問ごとに回答数(n)は異なっています。

(1) 市民の各分野における男女の平等感

男女の平等感について8つの分野で聞いたところ(図1)、「学校教育の場」で5割近くの方が「平等」と回答していますが、それ以外の分野では「男性優遇(非常に/どちらかといえば)」という回答の割合が高くなっています。特に「政治の場」と「社会通念・慣習・しきたり」及び「社会全体」では、「平等」の回答割合が2割未満と非常に低くなっています。

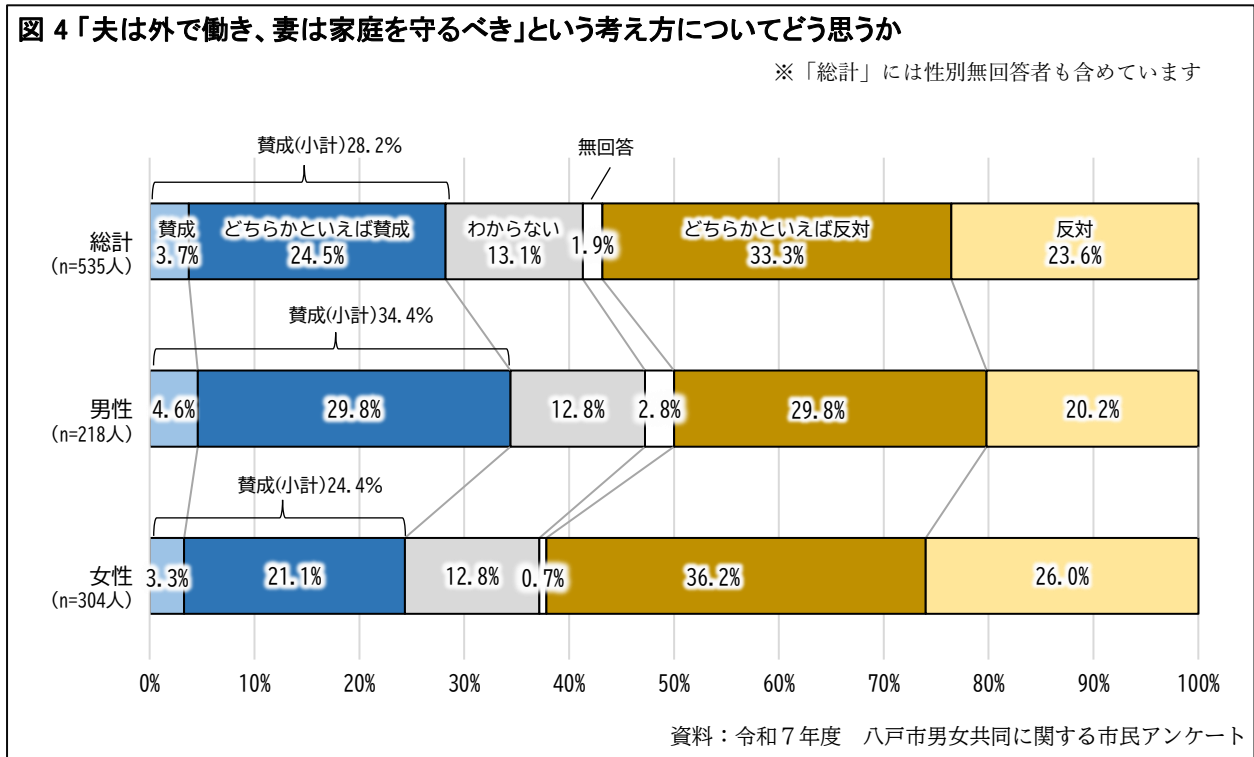


また、各分野の回答結果を男女別に見ると、「男性優遇（非常に/どちらかといえば）」と感じている割合は、全ての分野において、女性の方が男性よりも高くなっています。特に、「家庭生活（図2）」「法律や制度（図3）」の分野での差が大きく、「家庭生活」では15.5ポイントの差、「法律や制度」では16.2ポイントの差があります。



(2) 市民の固定的性別役割分担意識

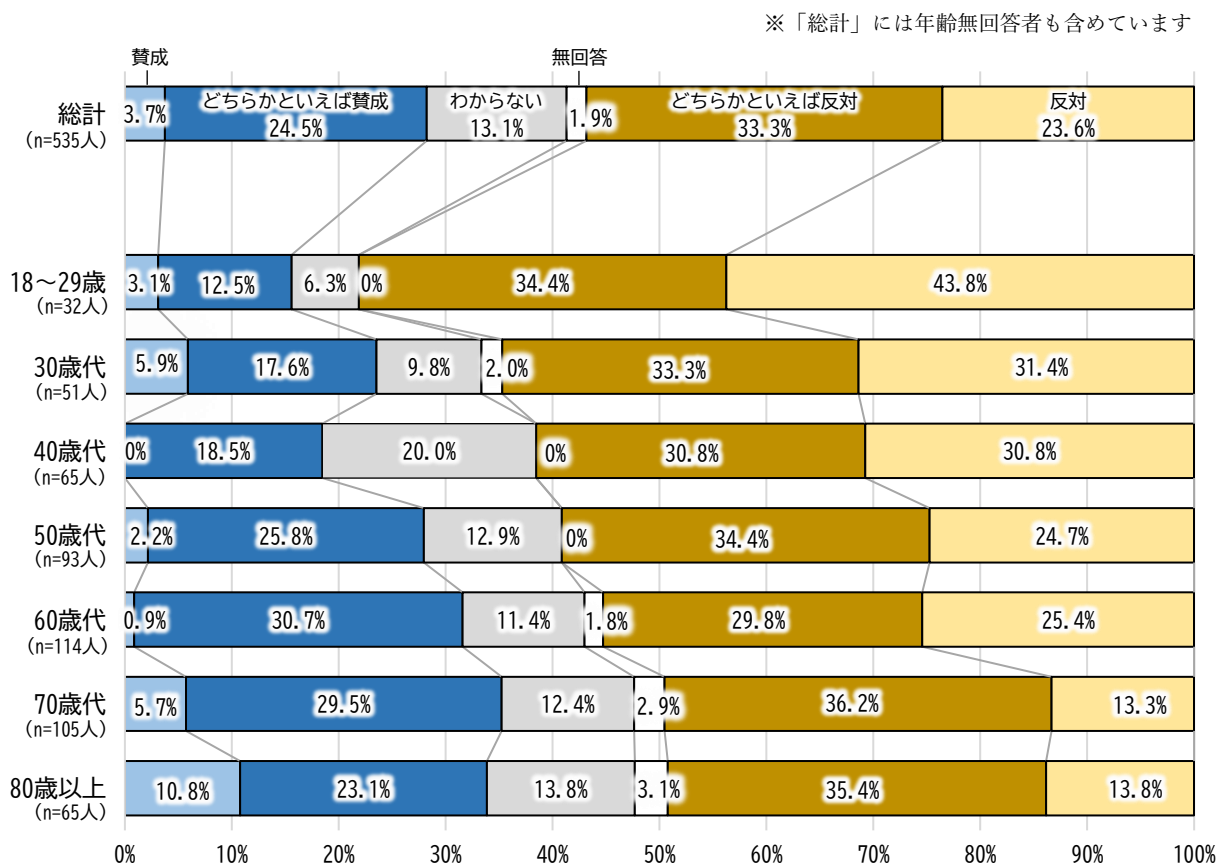
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担についてどう思うか聞いたところ(図4)、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた方の割合の合計が、男性では34.4%、女性では24.4%であり、性別による固定的な役割分担の意識は未だに根強く、男女間に意識差もあることがわかります。



回答結果を年齢別に見ると(図5)、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた方の割合は高齢者世代ほど高く、世代が若くなるほど「反対」の割合が高くなる傾向にありました。

また、各世代とも「わからない」と答えた方が一定数いますが、特に40歳代では20%と、他の年齢層よりも高い割合となっています。

図5 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思うか (年齢別)

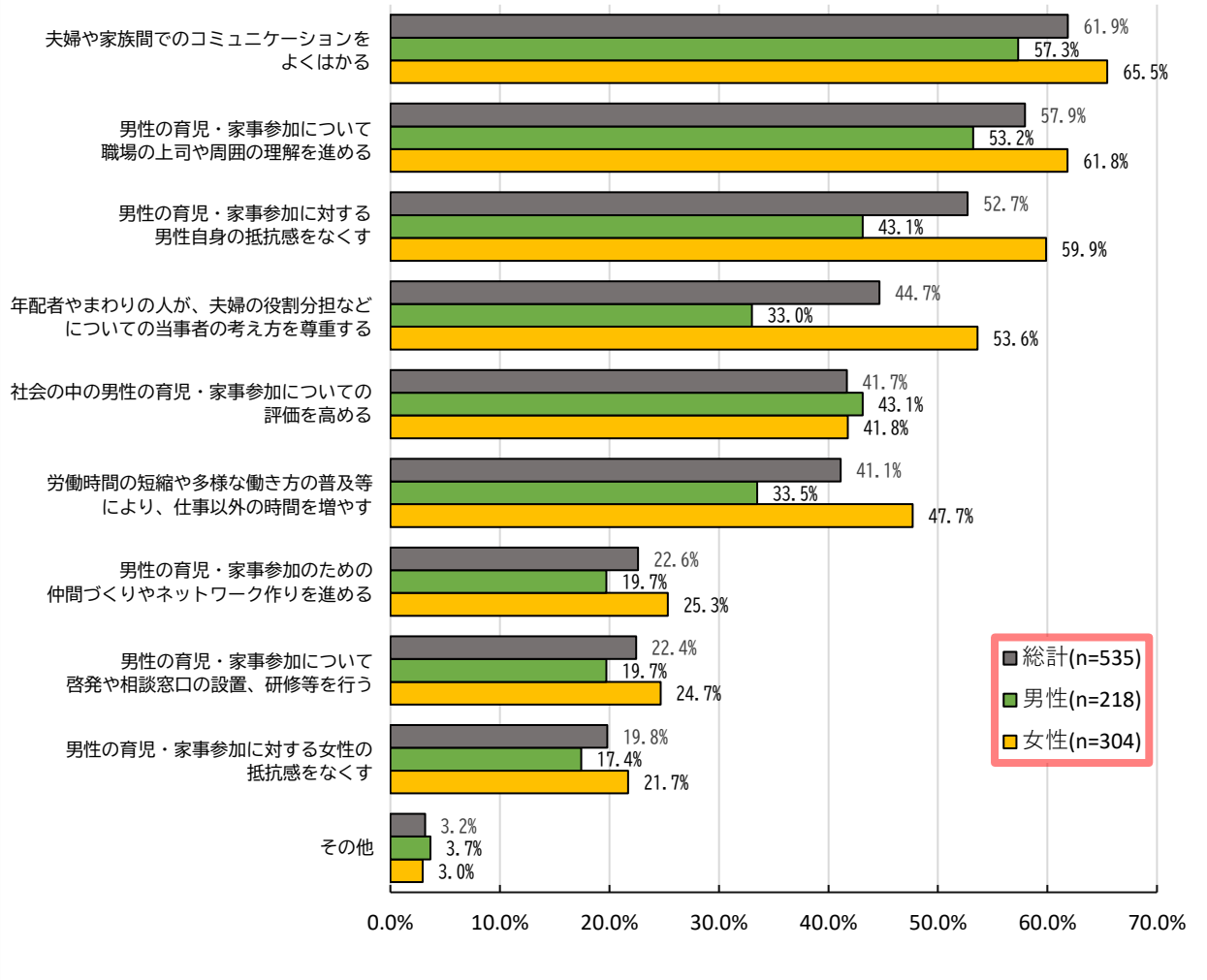


資料：令和7年度 八戸市 男女共同参画に関する市民アンケート

(3) 男性の家庭参画のために必要なこと

男性が育児・介護・家事・地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて、複数回答可で聞いたところ(図6)、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」と答えた方の割合がもっとも高い結果となりました。

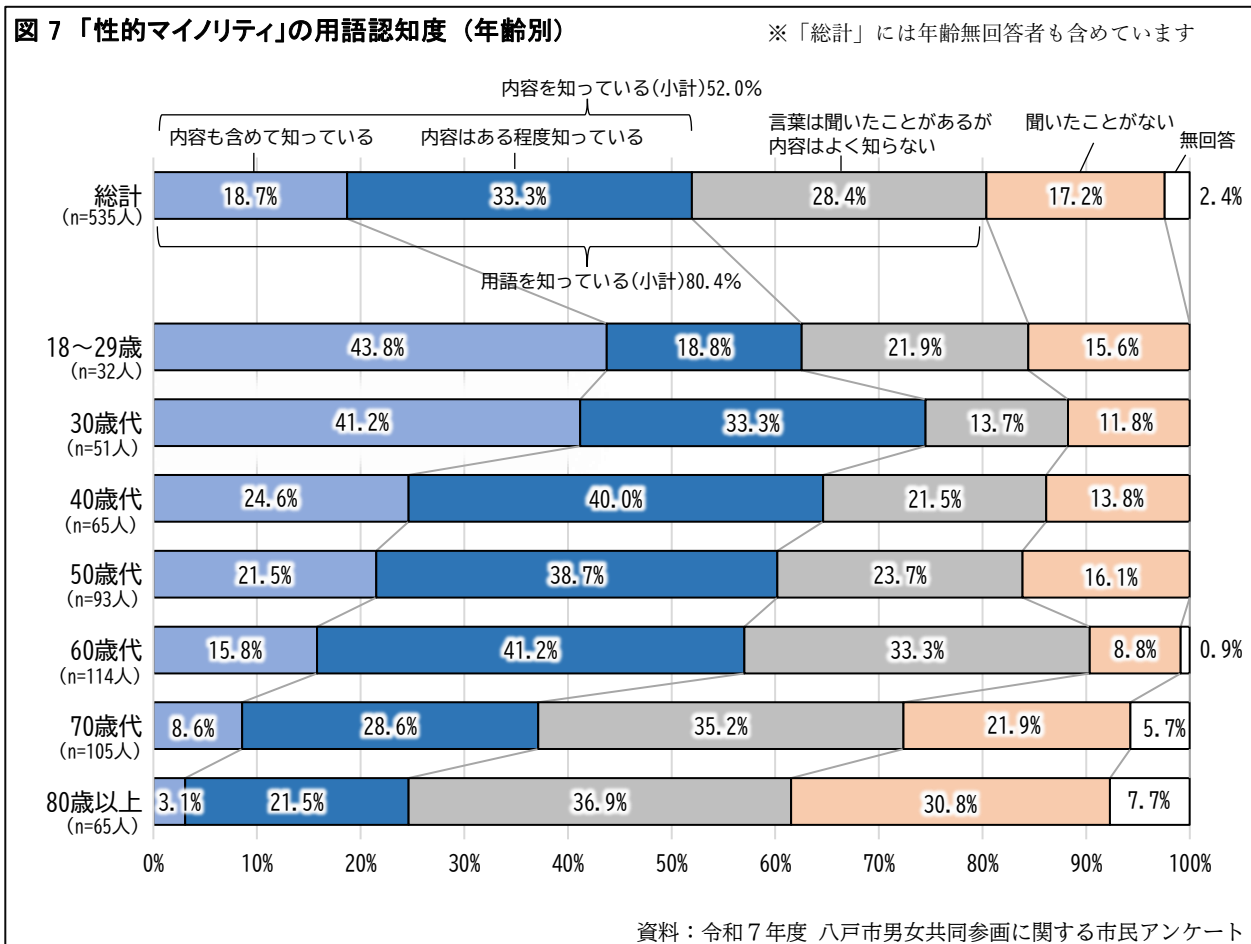
図6 男性が育児・介護・家事・地域活動に参加するために必要なこと



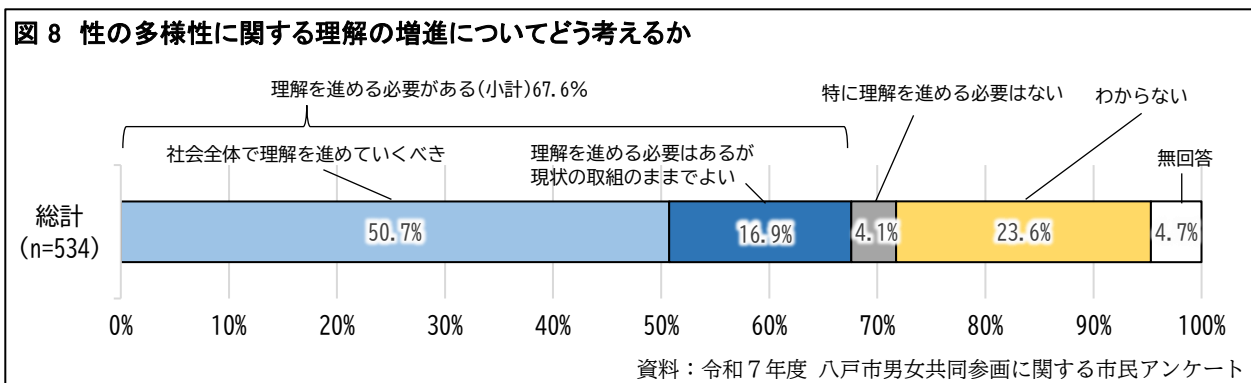
(4) 多様な性のあり方に関する理解

「性的マイノリティ」という用語について聞いたところ(図7)、52.0%の方が内容を知っていると回答しており、「聞いたことがある」も含めると8割以上の方が用語を知っている結果となりました。

結果を年齢別に見ると、比較的新しい用語であるためか、若年層の方が用語を知っている割合が高く、内容についても深く知っている傾向にあります。

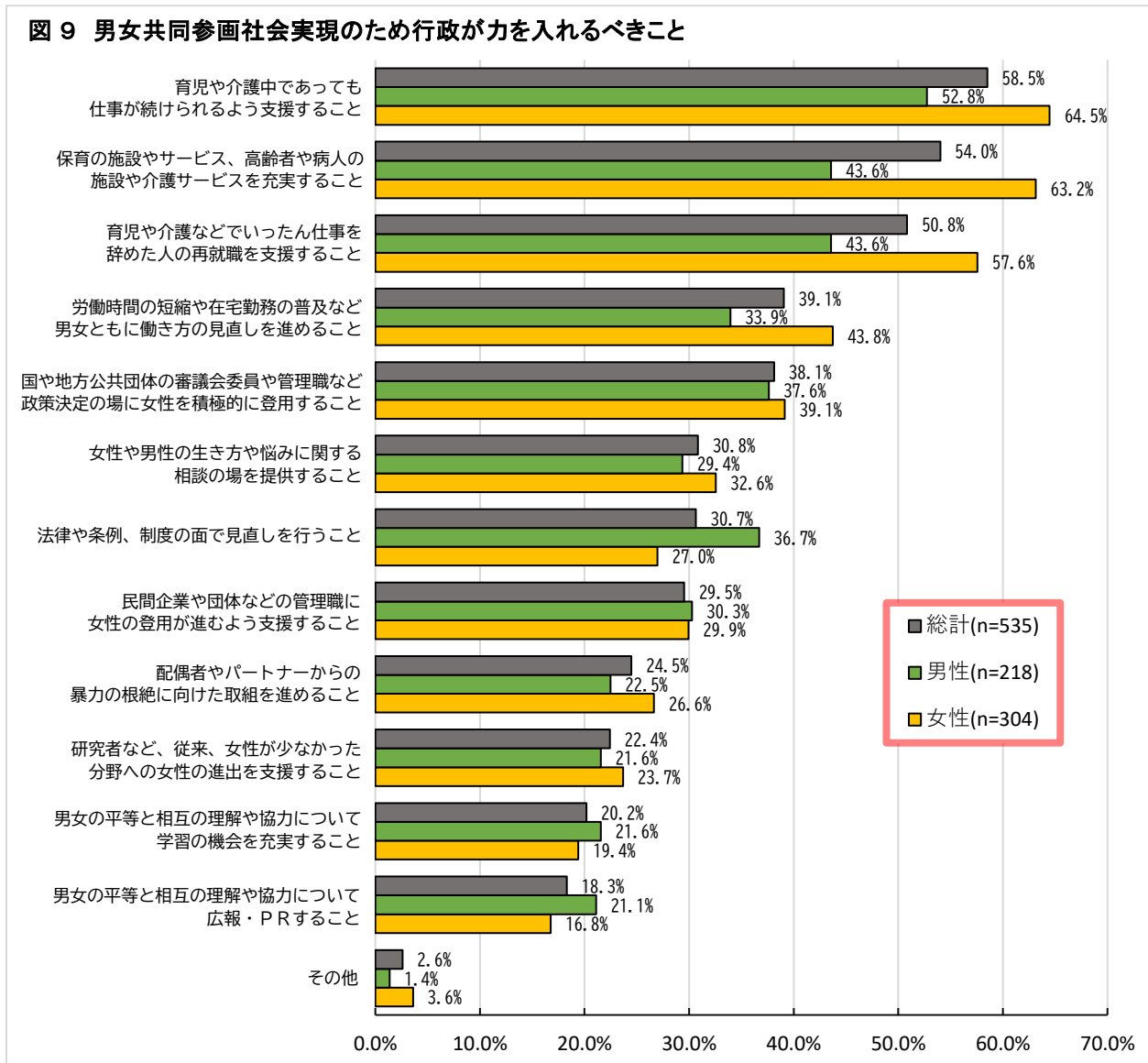


また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進についてどのように考えるか聞いたところ(図8)、67.6%の方が理解を進める必要があると回答しています。



(5) 行政が力を入れるべきこと

男女共同参画社会を実現するために、行政が力を入れるべきことは何か、複数回答可で聞いたところ(図9)、男女ともに「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援すること」と答えた方の割合が最も高い結果となりました。

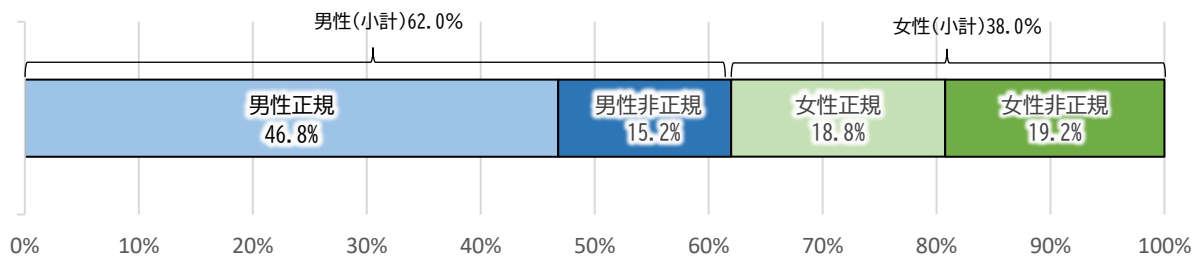


(6) 男女別の雇用状況

事業者における雇用状況について聞いたところ(図10)、正規と非正規を合計した従業員全体における男女の割合は、男性62.0%、女性38.0%となっています。

一方、男女それぞれの非正規従業員の割合を見ると、男性では、正規と非正規がおおよそ3対1の割合であるのに対し、女性では、半数以上が非正規であり、男女で雇用状況に差があることが分かります。

図10 男女別の雇用状況



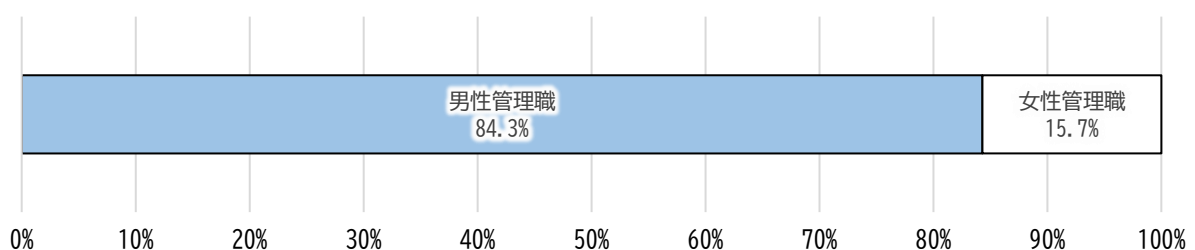
資料：令和7年度 八戸市女性活躍に関する事業者アンケート
※回答のあった事業者全154社のうち、従業員300人以下の128社の集計値を使用しています。

(7) 管理職の男女比率

事業者における管理職の男女比率について聞いたところ(図11)、管理職のうち8割以上を男性が占めています。

男女別の雇用状況(図10)において、正規従業員の男女比率が、男性46.8%、女性18.8%であったことから、正規従業員の男女比率以上に、管理職の男女比に偏りがあることが分かります。

図11 管理職の男女比率



資料：令和7年度 八戸市女性活躍に関する事業者アンケート
※回答のあった事業者全154社のうち、従業員300人以下の128社の集計値を使用しています。

2 目指す姿

八戸市男女共同参画基本条例第2条において、「男女共同参画」とは、「男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

市民一人ひとりのたゆまぬ努力と情熱により、着実に発展を遂げてきた当市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

このようなことから、当市が描く男女共同参画社会として

「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち 八戸市」

を目指します。

3 基本目標

本計画では、目指す姿の実現に向け、次の3つを基本目標として定め、男女共同参画の推進を図っていきます。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会

当市が目指す男女共同参画社会は、男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮・活躍し、喜びと責任を分かち合うことができる社会です。

働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続けることができるよう、柔軟な働き方を選択できる環境を整備する必要があります。

また、これまでの取組により、雇用をはじめ多くの分野で、男女がともに参画し活躍できる環境は整いつつありますが、指導的地位に占める女性の割合は依然として低い水準にあり、女性の社会進出と指導的地位への登用を促進していく必要があります。

さらには、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮でき、社会の一員としてそれぞれが役割を果たし、相互の協力と必要な支援の下で、生きがいを感じながら活躍する多様性に富んだ社会を実現していくことが重要です。

このようなことから、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会を目指します。

基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重され健康で安全安心に生活できる社会

人権の尊重及び生涯を通じて健康な生活を営むことは、本市が目指す男女共同参画の基本理念に掲げられた重要な推進項目です。

令和6年12月に内閣府が公表した「女性に対する暴力の現状」によると、重大な人権侵害である配偶者からのDVや性犯罪・性暴力に関する相談件数は増加傾向にあります。

また、性別や年齢、国籍、障がい等に基づく差別や偏見、多様な性の在り方に対する不寛容などを背景に生きづらさを感じている人々も顕在化してきており、これらの人々の人権や尊厳を守るための支援の充実や理解の促進が必要です。

さらには、すべての市民が平穏に暮らすことができるよう、ライフステージに応じた健康の保持増進、生活上の困難に対する支援や男女共同参画の視点を取り入れた防災対策などに切れ目なく取り組んでいくことが重要です。

このようなことから、多様な人々を包摂し、すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会を目指します。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

性別により職種や役割、活動分野などが決められることは、多様な価値観の否定や個人の能力によらない不当な評価、過度な責任負担、人権の軽視などにつながり、本市が目指す男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つです。

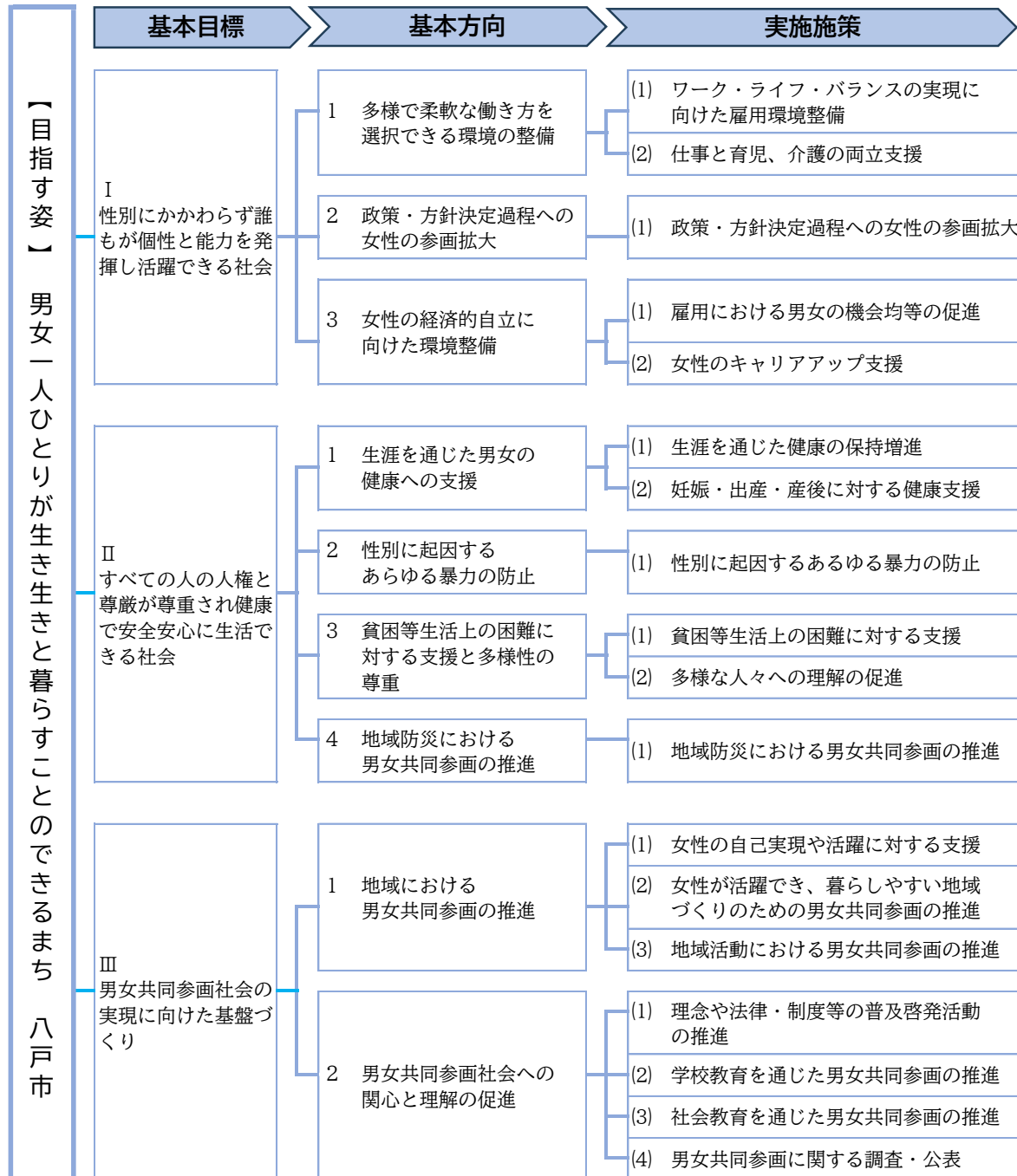
これまで、男女共同参画社会の実現のために様々な取組が進められてきましたが、長い年月をかけて形作られてきた慣習やしきたり、固定観念を変革することは容易ではなく、性別による役割分担意識は根強く残っています。固定的な性別役割分担意識は、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男女間賃金格差にも影響を与えているだけでなく、男性にとっても、過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もあります。

男女が対等なパートナーとして、職種や役割等を決めつけられることなく、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、年少者から高齢者までの全世代において男女共同参画の理念や考え方を正しく理解し、適切に行動することが必要です。

このようなことから、市民の男女共同参画に関する関心を高めるとともに理解の促進に取り組み、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりを進めます。

4 施策の体系

当市における男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための施策の基本方向と実施施策を次のとおりとします。



第3章 計画推進のための取組

基本目標 I

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会

<現状と課題>

就業は生活の経済的基盤であるとともに、女性も男性も働くことを希望する全ての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現する観点からも極めて重要な意義を持っていますが、雇用環境の整備や女性活躍の推進は未だ十分とはいえません。

当市の状況をみると、事業者アンケートでは男性の育児休業取得率は17.8%と女性の96.9%に対して低い状況にあるほか、市民アンケートでは男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきこととして、「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援すること」を挙げた方が最も多く、育児や介護をはじめとしたライフイベントに際して、多くの方が仕事と生活の両立のしづらさを感じていることをうかがわせる結果となりました。

また、国においては「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合を30%程度となることを通過点として、2030年台には指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会を目指す」としていますが、事業者アンケートでは、管理職の女性割合が15.7%と未だ低い水準にあるとともに、男女別の雇用状況においては、従業員に占める男女別の正規従業員は、男性46.8%に対して、女性は18.8%と大きな格差が生じています。

このような状況を改善していくためには、働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続けることのできる環境が重要です。

また、雇用の場において、指導的地位への女性の登用が進展するよう、事業者に対し法制度のみならず、多様な人材を生かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげる経営の重要性についての理解を積極的に働きかけるとともに、キャリアアップを支援し、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組むことにより、女性の社会進出を後押しする必要があります。

そのため、

1. 多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備
2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
3. 女性の経済的自立に向けた環境整備

に取り組めます。

<重要業績評価指標>¹

● 市男性職員の育児休業取得率

R2	R7	R13
14.8%	%	%

(資料：八戸市 人事課)

● 審議会などの男女構成比率における少ない方の比率

R2	R7	R13
27.6%	%	%

(資料：八戸市 行政管理課)

● 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合^{*}

R2	R7	R12
13.4%	%	22%以上

^{*}女性職員の活躍の推進に関する「特定事業主行動計画(令和8年4月1日策定)」における目標値を掲載。

(対象範囲：市民病院、交通部、教育委員会、各行政委員会、広域事務組合を含む)

指標は、特定事業主行動計画と同一の令和12年度まで設定。

(資料：八戸市 人事課)

● はちのへ創業・事業承継サポートセンターの支援により起業した女性の人数(累計)

R2	R7	R13
67人	人	人

(資料：八戸市 商工課)

● 女性チャレンジ講座受講生講座満足度

R6	R7	R13
—	93.65%	現状より上昇

(資料：八戸市 市民連携推進課)

¹ 重要業績評価指標 (KPI : Key Performance Indicator) …目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標のこと

I-1 多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備

働くことを希望する全ての人々が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続けることができるよう、多様で柔軟な働き方の普及啓発や、ワーク・ライフ・バランス²の実現に向けた雇用環境整備に取り組むとともに、仕事と育児、介護の両立支援に取り組めます。

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備

- 各種広報媒体を活用した、ワーク・ライフ・バランスの実践例や雇用管理の関係法令・制度の周知啓発などにより、事業者の正しい理解の促進を図ります。
- 家族農業経営における仕事と生活のバランスや役割分担を、家族の話し合いのもと明確にし、家族全員が意欲的に働けるよう、家族経営協定³の締結促進を図ります。
- 市が率先して、年次有給休暇や配偶者出産休暇、育児参加休暇など、各種休暇制度の取得と時間外勤務の縮減を推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組めます。

(2) 仕事と育児、介護の両立支援

- 料理や掃除などの家事について学ぶイベントを開催することにより、男性の家事・育児への参画促進を図ります。
- 育児に必要な心の準備や親としての役割を夫婦がともに学ぶことにより、役割分担をともに考え、協力して子育てできるよう支援します。
- 子育てサロンをはじめとした地域の子育て支援機能や保育サービスの充実、育児費用の助成により、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- 説明会や広報誌、冊子等による介護保険制度の周知と適切なサービスの提供により、家族介護者の負担軽減を図ります。

² ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと。

³ 家族経営協定…家族農業経営に携わる各家族構成員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき決める協定のこと。

I-2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の活躍を推進するため、政策・方針決定に女性の意見を反映する機会の提供や、参画機会の情報発信などを通じて、政策・方針決定過程への参画拡大を図ります。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 市への政策提案を行う機会を提供することにより、女性の市政への参画拡大を図ります。
- 市附属機関の委員の選任において、男女構成比率に目標値を設定し、女性委員の登用拡大を図ります。
- 女性活躍推進法に関する制度を周知し、事業者における指導的地位への女性の積極的登用を促します。
- 農業経営における夫婦等の共同経営を促進することにより、農業経営への女性の参画促進を図ります。

I-3 女性の経済的自立に向けた環境整備

女性の経済的自立に向け、性別に関わりなく活躍できる雇用環境整備と雇用における男女間の機会均等を促進するとともに、自らの意欲と能力を高めるための女性のキャリアアップ支援や創業支援に取り組みます。

(1) 雇用における男女の機会均等の促進

- 関係機関と連携して、えるぼし認定制度⁴などによる企業イメージの向上や優秀な人材の確保といった女性活躍に取り組むメリットについての情報発信、女性活躍に取り組む事業者に対するインセンティブの付与などより、働くことを希望する女性が活躍できる雇用環境整備の促進を図ります。

⁴ えるぼし認定制度…自社の女性活躍に関する現状把握と課題分析をした上で、それを踏まえた目標設定のもと、取組を実施するための女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業者のうち、一定基準を満たし女性の活躍促進に関する状況などが優良な事業者を認定する制度のこと。

- 関係機関と連携して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るための関係法令・制度⁵や相談窓口、推進事例について、事業者に対し情報提供することにより、性別による差別的取扱がない採用、昇進、配置など、雇用環境整備の促進を図ります。
- 関係機関と連携して、短時間・有期雇用労働者の雇用管理に関する法令・制度⁶や相談窓口について、事業者に情報提供することにより、雇用環境整備の促進を図ります。
- 関係機関と連携して、職場におけるハラスメント⁷を防止するための関係法令・制度⁸や相談窓口について周知啓発することにより、雇用におけるハラスメント防止措置の促進を図ります。

(2) 女性のキャリアアップ支援

- ビジネススキルの向上と参加者間のネットワーク構築によるキャリアアップ意欲の向上を目的とした講座を開催し、職場や地域社会で活躍できる女性人材の育成を図ります。
- 専門家による相談対応やセミナーの開催などにより、女性の起業を支援します。
- 就職に関する職業相談や職業訓練の実施などにより、働くことを希望する女性の就業を支援します。

⁵ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るための関係法令・制度…「男女雇用機会均等法」のこと。

⁶ 短時間・有期雇用労働者の雇用管理に関する法令・制度…「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用者労働法）」のこと。

⁷ 職場におけるハラスメント…セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント行為のこと。

⁸ 職場におけるハラスメントを防止するための関係法令・制度…「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」のこと。

基本目標Ⅱ

すべての人の人権が尊重され健康で安全安心に生活できる社会

<現状と課題>

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって心身ともに健康に生きることができることは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。

生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

また、暴力や社会的な格差は、女性の生涯にわたる健康に与える影響が大きく、個人の尊厳を傷つけ、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。

生活上の困難を抱える人には、貧困をはじめとして、就労困難、心身の疾病、住まいの不安定、ひとり親家庭であることといった課題があり、かつこうした課題が複合的に生じている場合が多く、中には家族や地域から孤立し、問題が深刻化しているケースもあるといわれています。

当市には、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等、幅広く多様な人々が暮らしており、周囲の人々の理解不足や無関心による差別や偏見で苦しみや生きづらさを抱えている人が顕在化してきています。

また、災害発生時においても、すべての人のプライバシーが適切に確保され、個人が尊重されなければなりません。性別や障がいの有無など、支援ニーズが異なっており、とりわけ、女性や子ども、弱い立場にある人々に対しては、個別の対応が求められています。

このような状況を改善していくためには、すべての人が生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、妊娠・出産・産後を含む、年代やライフステージに応じた健康支援体制を拡充するとともに、男女の身体的性差や心身の健康に対する市民の意識を高めることが重要です。

また、市民への人権意識の啓発や性別に起因する暴力の防止、相談体制の拡充による支援など、人権を守るための取組の推進や貧困等生活上の困難を抱える人々の実情に応じた適切な相談支援や就労支援等に取り組むとともに、多様な人々が差別や偏見を受けることなく、誰もが自分らしく暮らせるよう、理解を促進することが必要です。

そして、市民生活における安全性を高め、安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上や災害対策に取り組むことが必要です。

そのため、

1. 生涯を通じた健康への支援
2. 性別に起因するあらゆる暴力の防止
3. 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重
4. 地域防災における男女共同参画の推進

に取り組みます。

<重要業績評価指標>

● 各種がん検診の受診率

	R2	R7	R13
乳がん	17.1%	%	%
子宮頸がん	22.4%	%	%

(資料：八戸市 健康づくり推進課)

● 市民健康づくり講座開催回数・受講者数

	R2	R7	R13
開催回数	14回	回	回
受講者数	441人	人	人

(資料：八戸市 健康づくり推進課)

● 両親学級開催回数・受講者数

	R2	R7	R13
開催回数	14回	回	回
受講者数	441人	人	人

(資料：八戸市 すくすく親子健康課)

● 認知症サポーター数(累計)

R2	R7	R13
20,022人	人	人

(資料：八戸市 高齢福祉課)

● 生活困窮者対象の就労支援による就労者数

R2	R7	R13
155人	人	人

(資料：八戸市 生活福祉課)

● 八戸市防災会議の委員に占める女性の割合

R2	R7	R13
2.8%	%	%

(資料：八戸市 危機管理課)

● 自主防災組織の活動カバー率

R2	R7	R13
88.4%	%	%

(資料：八戸市 災害対策課)

Ⅱ－1 生涯を通じた健康への支援

生涯を通じた健康の保持のため、身体的性差に応じた健康づくりの推進に取り組むとともに、母子保健体制の充実や不妊に悩む方への相談などを通じて、妊娠・出産等に関する健康管理の支援に取り組みます。

(1) 生涯を通じた健康の保持増進

- 健康教室や健康相談の実施、各種健診への受診の促進により、男女それぞれのライフステージに応じた健康管理を支援します。
- 思春期から更年期に至る身体的・精神的な悩みや健康課題に対する相談対応や指導により、性差に応じたきめ細やかな健康の保持増進を図ります。

(2) 妊娠・出産・産後における健康支援

- 母子健康手帳の交付や健康相談、健康診査の実施、訪問指導などにより、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな発育・発達を支援します。
- 妊婦への電話による相談支援や妊産婦同士の交流会の開催などにより、妊産婦の悩みや不安の解消に向けて支援します。
- 不妊や不育に関して、検査費用の助成や相談指導、情報提供により、悩みを抱える方を支援します。

Ⅱ－2 性別に起因するあらゆる暴力の防止

誰もが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠であるため、「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画」に基づく各種施策を通じて、性別に起因するあらゆる暴力の防止に取り組めます。

(1) 性別に起因するあらゆる暴力の防止

- 国の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間等において、各種広報媒体を活用したDV防止に関する情報発信、通報先や相談窓口の周知活動などにより、市民への人権意識の啓発を図ります。
- 関係機関と連携して、配偶者やパートナーからのDV、セクシャルハラスメント等、性別に起因する暴力を受けた被害者に対する相談支援体制の充実を図ります。

II-3 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

誰もが安心して生活できる環境を整備するため、生活上の困難に対する相談体制の充実や就業、経済的な自立支援などに取り組むとともに、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている多様な人々への理解を促進します。

(1) 貧困等生活上の困難に対する支援

- 生活困窮者からの相談に応じて、就労、健康、家族問題など、多様な課題の解消に向けた自立支援計画の作成により、経済的な自立を支援します。
- 生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所作りなどにより、次世代への貧困の連鎖の防止を図ります。
- 医療費や学費等の助成制度などにより、多子世帯やひとり親世帯、遺児等の経済的負担の軽減を図ります。
- 市営住宅への優先入居や賃貸住宅への円滑な入居の支援などにより、住宅の確保に困難を抱える多子世帯やひとり親世帯、障がい者世帯等の居住の安定を図ります。

(2) 多様な人々への理解の促進

- 行政情報等の多言語化や外国人住民への相談支援などにより、外国人や外国にルーツをもつ人の暮らしを支援します。
- 各種広報媒体を活用した情報発信や研修会の開催などにより、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認（性同一性）に関することへの理解を促進するとともに、当事者やその家族の支援に取り組みます。
- 関係機関と連携して、通報先や相談窓口の周知、研修会の開催などにより、子ども、高齢者、障がい者などに対する虐待やいじめの防止を図ります。

Ⅱ－４ 地域防災における男女共同参画の推進

安全安心に生活できる環境を整備するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や自主防災組織の育成などを通じて、地域防災における男女共同参画を推進します。

(1) 地域防災における男女共同参画の推進

- 八戸市防災会議への女性委員登用の拡大、「八戸市地域防災計画」や「八戸市避難所運営マニュアル」等に基づき、多様な人々に配慮した防災体制や避難所運営の確立などにより、男女共同参画の視点に立った災害対応力の強化を図ります。
- メールやアプリ等、あらゆる情報伝達手段の活用による緊急情報の発信や、避難行動への支援体制の確立により、妊産婦や乳幼児、障がい者、外国人、高齢者等の迅速かつ確実な避難を支援します。
- 防災資機材の購入補助や防災訓練費用の助成、研修会の開催により、自主防災組織の設立及び活動を支援し、地域に暮らす多様な人々に配慮した災害対応力の向上を図ります。

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

<現状と課題>

性別にとらわれることなく多様な住民が地域活動へ参画することやリーダーとして女性が参画することは、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、地域の活性化や持続可能な地域社会を構築する上で重要です。

当市の状況をみると、市民アンケートでは、町内会活動の参加経験は男性と女性で大きな差はない一方、八戸市の町内会長に占める女性の割合は年々増加しているものの、令和8年4月1日現在で %と低い状況にあります。

さらに、同アンケートでは、個別具体の分野において「平等」と感じている割合は、「学校教育の場」で5割近いものの、その他の分野では「男性優遇（非常に/どちらかといえば）」と感じている割合が高くなっており、未だ、性別による固定的な性別役割分担意識や差別は根強く残っています。

令和7年度版男女共同参画白書（内閣府）では、固定的な性別役割分担意識が、若者や女性の地方から都市への転出につながり、また、地元に戻ることに心理的障壁となっている可能性が指摘されており、「八戸市人口ビジョン」においても、20~39歳の若年男女人口の推計では、2050年には、男女ともに2020年の約半分の10,000人前後になると想定されており、特に出生数と密接に関係する若年女性が減少することで、将来的な市内人口の減少の加速が予想されています。

このような状況を改善していくためには、女性が自己実現を図り活躍することのできる暮らしやすい地域づくりや、地域の様々な活動に女性など多様な人材が参画し活躍できるよう地域における男女共同参画の推進に取り組むとともに、すべての世代で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を無くしていくことが重要であり、男女共同参画に向けた市民の意識づくりが必要です。

そのため、

1. 地域における男女共同参画の推進
2. 男女共同参画社会への関心や理解の促進

に取り組めます。

<重要業績評価指標>

● 町内会長に占める女性の割合

R2	R7	R13
3.4%	%	%

(資料：八戸市 市民連携推進課)

● 「夫は仕事、妻は家庭」という考え方に「反対」、 「どちらかといえば反対」と答えた方の割合

R2	R7	R12
68.5%	56.9%	上昇

(資料：八戸市男女共同参画に関する市民アンケート, 無回答を除く)

● 社会全体でみた、男女の地位について「平等」と答えた方の割合

R2	R7	R12
—	15.1%	上昇

(資料：八戸市 市民連携推進課)

Ⅲ-1 地域における男女共同参画の推進

女性が自己実現を図り活躍することができ、男性にとっても暮らしやすい、持続可能な地域づくりのため、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消等を推進し、地域の多様な活動に男女がともに参画し地域社会の活力を高めることができるよう、地域における男女共同参画に取り組めます。

(1) 女性の自己実現や活躍に対する支援

- 女性が主体的に取り組むまちづくり活動に対して、実現に向けたサポートを行います。
- まちづくり活動に関心のある女性のネットワークづくりの支援や、交流の場を提供します。
- 幅広いテーマの研修会や講座の開催など、市民の視野を広げる多様な学習機会を提供することにより、地域で活躍する人材の育成を図ります。
- ビジネススキルの向上と参加者間のネットワーク構築によるキャリアアップ意欲向上を目的とした講座を開催し、職場や地域社会で活躍できる女性人材の育成を図ります。(再掲)

(2) 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進

- 各種広報媒体を活用した、ワーク・ライフ・バランスの実践例や雇用管理の関係法令・制度の周知啓発などにより、事業者の正しい理解の促進を図ります。
(再掲)
- 女性活躍推進法に関する制度の周知や、女性活躍に取り組む事業者へのインセンティブの付与などにより、女性の雇用環境の整備を促します。(再掲)
- 関係機関と連携して、えるぼし認定制度などによる企業イメージの向上や優秀な人材の確保といった女性活躍に取り組むメリットについての情報発信を行い、働くことを希望する女性が活躍できる雇用環境整備の促進を図ります。
(再掲)
- 国の男女共同参画週間や八戸市男女共同参画推進月間等に多彩な啓発イベントを実施することにより、市民の男女共同参画社会に対する関心と理解促進、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図ります。

- 専門家による相談対応やセミナーの開催などにより、女性の創業を支援します。
(再掲)
- 補助金の交付などを通じて、働きやすい職場環境の整備を支援します。
- 家族農業経営における仕事と生活のバランスや役割分担を、家族の話し合いのもと明確にし、家族全員が意欲的に働けるよう、家族経営協定の締結促進を図ります。
(再掲)

(3) 地域活動における男女共同参画の推進

- 町内会の加入促進活動や地域のリーダーの発掘育成、活動内容の情報発信などにより、誰もが参画しやすいよう、町内会活動の促進を図ります。
- 児童生徒に地域活動やボランティア活動に参加する機会を提供することにより、地域社会の一員である自覚と関心を深め、次世代の担い手を育成します。
- 緑化活動など市民による多様で主体的な活動に対する支援、活動の場の提供や機会の創出を図ります。

Ⅲ-2 男女共同参画社会への関心と理解の促進

男女共同参画社会への関心や理解を促進するため、様々な広報媒体を活用した情報発信や啓発イベントなどを通じた男女共同参画の理念や関係法令・制度の普及啓発、学校教育・社会教育を通じた意識づくりに取り組むとともに、市民の現状理解や男女共同参画推進施策の効果的な実施を図るための男女共同参画に関する調査・公表に取り組めます。

(1) 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進

- 広報はちのへや情報誌「WITH YOU」、SNS、市ホームページ等の各種広報媒体を活用した情報発信により、男女共同参画の理念や関係法令・制度等の普及啓発を図ります。
- 国の男女共同参画週間や八戸市男女共同参画推進月間等に多彩な啓発イベントを実施することにより、市民の男女共同参画社会に対する関心と理解促進、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図ります。(再掲)

(2) 学校教育を通じた男女共同参画の推進

- 教育活動における男女共同参画の推進について「学校教育指導の方針と重点」に掲載し、教育現場へ周知することにより、男女共同参画の視点に立った子どもたちへの指導と教育環境の整備を図ります。
- 講演や体験学習、相談対応等の実施により、児童生徒の性や命に関する理解促進を図ります。
- 男女共同参画の趣旨を踏まえた学校教育の推進により、児童生徒の将来を見通した自己形成の促進を図ります。

(3) 社会教育を通じた男女共同参画の推進

- 男女共同参画に関するテーマの講演会や出前講座の開催、国や県など関係機関が主催する学習機会の情報発信により、男女共同参画の理念の理解促進を図ります。
- 文化芸術活動など市民による多様で主体的なまちづくり活動に対する支援、活動の場の提供や機会の創出を図ります。

(4) 男女共同参画に関する調査・公表

- 男女共同参画の推進に関する市の施策、事業等の進捗状況や、男女共同参画に関する市民の意識などについて調査・公表することにより、市の取組や男女共同参画社会に対する市民の関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

〈参考〉重要業績評価指標一覧

No.	基本 目標	項 目	現状値 (時点)	目標値 (R13 年度)
1	I	市男性職員の育児休業取得率		
2	I	審議会などの男女構成比率における少ない方の比率		
3	I	市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合		
4	I	はちのへ総業・事業承継サポートセンターの支援により 企業した女性の人数（累計）		
5	I	女性チャレンジ講座受講生満足度		
6	II	各種がん検診の受診率	乳がん	
			子宮頸がん	
7	II	市民健康づくり講座開催回数・受講者数		
8	II	両親学級開催回数・受講者数		
9	II	認知症サポーター数（累計）		
10	II	生活困窮者対象の就労支援による就労者数		
11	II	八戸市防災会議の委員に占める女性の割合		
12	II	自主防災組織の活動カバー率		
13	III	町内会長に占める女性の割合		
14	III	「夫は仕事、妻は家庭」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と答えた方の割合	56.9% (R7.7 月)	上昇
15	III	社会全体でみた、男女の地位について「平等」と答えた 方の比率	15.1% (R7.7 月)	上昇

第4章 資料編

1 男女共同参画関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とさ

一方、少子高齢化

あとで修正

経済情勢の急速な変化に対応
合い、性別にかかわらず、

その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及

び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 八戸市男女共同参画基本条例(平成 13 年9月 27 日条例第 37 号)

私たちの目指す 21 世紀の社会は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる社会である。

八戸市においては、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は今なお根強くあり、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、市民一人ひとりのたゆまぬ努力と情熱により着実に発展を遂げてきた八戸市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的格差改善措置 第 1 号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されなければならないこと。

- (2) 男女が社会における活動を選択することに対して、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならないこと。
- (3) 市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女がその一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護をはじめとする家庭生活における活動とその他の社会生活における活動との両立ができるようされなければならないこと。
- (5) 男女が互いの身体の特徴について理解を深め、生涯を通じて健康な生活を営むこと並びに両性の合意の下に安心して妊娠及び出産ができることについて配慮されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、八戸市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第8条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、学校教育をはじめとするあらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のために、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画の趣旨を周知するとともに、男女共同参画の推進への取組が積極的に行われるよう、重点的に啓発活動等を行う男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(苦情等の処理)

第14条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申し出があったときは、他の機関と連携し解決に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止)

第15条 何人も、社会生活のあらゆる場において、男女共同参画の推進の阻害要因となるようなセクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行わないようしなければならない。

(公衆に提供する情報に関する留意)

第16条 何人も、公衆に情報を提供する場合においては、性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。ただし、第4号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 事業者から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた者

5 前項の委員の定数は、15人以内とする。

6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任事項)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(略)

2 用語の解説

用語	解説
アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
えるぼし認定制度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">あとで修正</p> </div> 自社の女性活躍に関する現状把握と課題分析をした上で、それのための女性活躍推進法者のうち、一定基準を備えた女性活躍促進に関する状況などが優良な事業者を認定する制度のこと。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各家族構成員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき決める協定のこと。
キャリアアップ	より高い資格・能力を身につけること。
グローバル化	経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。</p> <p>一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>
持続可能な開発のための2030アジェンダ(持続可能な開発目標：SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

用語	解説
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	<p>昭和 54(1979)年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56(1981)年に発効。我が国は昭和 60(1985)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。</p>
指導的地位	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020 年 30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成 19(2007)年 2 月 14 日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。</p>
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	<p>女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力である社会を実現することを目的としている。</p> <p>男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や女性の職業生活における推進のための支援措置等について定めている。</p>

用語	解説
性的指向 ・性自認(性同一性)	<p>性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。</p> <p>なお、性的指向について、例えばレズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。</p>
セクシュアル ・ハラスメント (性的嫌がらせ)	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16(2004)年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。</p> <p>また、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。</p> <p>男女雇用機会均等法においては、①職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること(対価型セクシュアル・ハラスメント)②性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること(環境型セクシュアル・ハラスメント)をいう。</p>
ダイバーシティ	<p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>

用語	解説
男女共同参画社会 基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における 男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する 法律)	雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図り、働く女性の就業環境を整えることを目的としている。 募集・採用、配置・昇進、教育・訓練、福利厚生、定年・退職、解雇などあらゆる面で、合理的理由がある場合を除き、差別を禁止している。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、①介護予防事業のマネジメント、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、④支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援の 4 つの事業を、地域において一体的に実施する役割を担う中核機関。
DV (ドメスティック ・バイオレンス)	Domestic Violence の略称。 配偶者または親密な関係にある男女間の暴力をいう。配偶者には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。また、離婚後に引き続き暴力を受ける場合を含む。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことをいう。
八戸市男女共同参画 基本条例	平成 13(2001)年 9 月に公布、10 月に施行された八戸市における男女共同参画を推進するための自主制定条例。制定に当たって、市民からの意見を直接盛り込むことを目指し、広く市民に条例に対する意見を公募し、八戸市男女共同参画推進懇話会に設置した専門部会の条例策定委員会がそれらを整理・集約して条例案を策定した。 男女共同参画を市民一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市を築くためであるとし、5 つの基本理念を定めたほか、男女共同参画推進月間を定めた。
パートタイム労働者	パートタイム労働法の対象であるパートタイム労働者とは、1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者とされている。 「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」、「臨時社員」、「準社員」など呼び方が異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となる。

用語	解説
パブリックコメント 制度	市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための手続き。
ポジティブ・アクション (積極的格差改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)。八戸市では、八戸市男女共同参画基本条例第2条第3号に「積極的格差改善措置」と規定している。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいう。 「女性のチャレンジ支援策について」(平成15(2003)年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。
ワーク・ライフ ・バランス (仕事と生活の調和)	誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

3 第6次八戸市男女共同参画基本計画策定の経緯

年月日	実施内容
令和2(2020)年 10月20日～11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する市民アンケート(18歳以上の市民1,000人)実施 ●男女共同参画に関する事業所アンケート(市内事業所300か所)実施
令和3(2021)年 3月18日	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">あとで修正</p> <p>議会 (第5次男女共同参画基本計画骨子案・策定スケジュール等報告)</p>
令和3(2021)年 7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度第1回八戸市男女共同参画審議会 (第5次八戸市男女共同参画基本計画(1次案)審議)
令和3(2021)年 12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度第2回八戸市男女共同参画審議会 (第5次八戸市男女共同参画基本計画(2次案)審議)
令和4(2022)年 1月6日～2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント実施
令和4(2022)年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度第3回男女共同参画審議会 (第5次八戸市男女共同参画基本計画(最終案)審議)



第6次八戸市男女共同参画基本計画

令和9(2027)年度～13(2031)年度

令和9(2027)年3月策定

発行 八戸市 総合政策部 市民連携推進課 男女共同参画推進室
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
TEL : 0178-43-9217 (直通) FAX : 0178-47-1485
E-MAIL : renkei@city.hachinohe.aomori.jp
WEB ページ : <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>